【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月18日
【事業年度】	第20期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）
【会社名】	株式会社プレミアムウォーターホールディングス
【英訳名】	Premium Water Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　金本　彰彦
【本店の所在の場所】	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の１ （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。）
【電話番号】	（03）6694－7670
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長　清水　利昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
【電話番号】	（03）6694－7670
【事務連絡者氏名】	取締役経営統括本部長　清水　利昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

１ 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年６月23日に提出いたしました第20期（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２ 【訂正事項】

第一部　企業情報
　第２　事業の状況
　　３　事業等のリスク
　　（1）水源に関するリスク（自社水源）

３ 【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第２【事業の状況】

３【事業等のリスク】

（1）水源に関するリスク（自社水源）

（訂正前）

（省略）

② 当社グループの製品であるナチュラルミネラルウォーターの品質につきましては、飲用水における水質の評価基準の一例として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の含有量（水道水の上限で10㎎/ℓ）について、当社グループ富士吉田工場においては0.08㎎/ℓと極めて良質な状態を維持しており、また、保健所の指示や自主的な判断に基づいた定期的な水質検査を実施し、水質の維持管理にも努めております。

営業許可については、自社工場である富士吉田工場及び朝来工場、岐阜北方工場での生産活動において必要不可欠であり、現時点では許可の取消や営業停止事由（食品衛生法第55条・第56条）に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、３工場が同法第55条に定める禁止条件や規定に違反しているとみなされた場合、同法第56条に定める基準に違反しているとみなされた場合、食品衛生管理者が不在となった場合、天災・人災等の影響によりその水質が食品衛生法に適合しないほど大幅に変化した場合には営業許可の取消しや一定期間の営業停止処分を受けることがあり、その場合には当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、営業許可の概要は次のとおりであります。

許認可等の取得者名	取得年月・許認可等の名称及び所管官庁等	許認可等の内容及び有効期限
プレミアムウォーターズプロダクツ株式会社（富士吉田工場）	2019年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	富士吉田工場の営業許可 山梨県指令 富東福 第7296号 有効期間 2025年12月１日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォーターズプロダクツ株式会社（朝来工場）	2014年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	朝来工場の営業許可 兵庫県指令 但馬(朝健)第119-２号 有効期限 2024年11月26日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォーターズプロダクツ株式会社（岐阜北方工場）	2022年２月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	岐阜北方工場の営業許可 岐阜県指令 岐保本第１号-90 有効期限 2022年２月７日から 2027年５月31日まで

（省略）

（訂正後）

（省略）

② 当社グループの製品であるナチュラルミネラルウォーターの品質につきましては、飲用水における水質の評価基準の一例として、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の含有量（水道水の上限で10㎎/ℓ）について、当社グループ富士吉田工場においては0.08㎎/ℓと極めて良質な状態を維持しており、また、保健所の指示や自主的な判断に基づいた定期的な水質検査を実施し、水質の維持管理にも努めております。

営業許可については、自社工場である富士吉田工場及び朝来工場、岐阜北方工場での生産活動において必要不可欠であり、現時点では許可の取消や営業停止事由（食品衛生法第55条・第56条）に該当するような事実は存在しておりません。しかしながら、３工場が同法第55条に定める禁止条件や規定に違反しているとみなされた場合、同法第56条に定める基準に違反しているとみなされた場合、食品衛生管理者が不在となった場合、天災・人災等の影響によりその水質が食品衛生法に適合しないほど大幅に変化した場合には営業許可の取消しや一定期間の営業停止処分を受けることがあり、その場合には当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

なお、営業許可の概要は次のとおりであります。

許認可等の取得者名	取得年月・許認可等の名称及び所管官庁等	許認可等の内容及び有効期限
プレミアムウォータープロダクツ株式会社（富士吉田工場）	2025年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	富士吉田工場の営業許可 山梨県指令 富東福 第7296号 有効期間 2025年12月１日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォータープロダクツ株式会社（朝来工場）	2024年11月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	朝来工場の営業許可 兵庫県指令 但馬(朝健)第119-２号 有効期限 2024年11月26日から 2031年11月30日まで
プレミアムウォータープロダクツ株式会社（岐阜北方工場）	2022年２月 営業許可 厚生労働省・消費者庁	岐阜北方工場の営業許可 岐阜県指令 岐保本第１号-90 有効期限 2022年２月７日から 2027年５月31日まで

（省略）